別記様式第１号

令和　　年　　月　　日

岡山県土木部河川課長　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 申請者氏名 |  |
| 申請者 電話番号 | ※活動日に連絡のつく携帯電話の番号としてください。 |

自走式草刈機貸出申請書

令和７年度自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業実施要領第４の１の規定により、下記のとおり貸出機械の貸し出しを受けたいので申請します。使用にあたっては、同要領のほか、下記注意事項及び貸出条件を遵守します。

記

１　貸出希望日（令和７年　月）

（第１希望）　　　　日　　　（第４希望）　　　　日

（第２希望）　　　　日　　　（第５希望）　　　　日

（第３希望）　　　　日

２　貸出希望時間　　　　時　　分（引受時刻）　～　　時　　分（返却時刻）

３　貸出機械操作者氏名

（操作説明会参加日　令和　　年　月　　日）

※操作者は必ず操作説明会を受講する必要があります。

４　使用予定場所、引渡・返却場所　　別添位置図のとおり。

＜注意事項＞

・貸出期間は、原則１日毎とする。

・貸出時間及び返却時間は午前９時から午後４時までの時間とする。

・燃料費（ガソリン代）は、借受団体が用意し、費用は借受団体の負担とする。

（ガソリン使用量の目安：約10Ｌで約３時間の走行）

・使用にあたっては、本注意事項のほか、貸出条件（別紙）及び「令和７年度自走式草刈機を活用したアダプト活動支援事業実施要領」を遵守すること。

別記様式第１号別紙　　　　　　　**貸出条件**

第１ 性能保証

借受者は貸出機械引渡し時に、正常な性能を備えていることを確認の上、借り受けること。

第２ 管理

借受者は、貸出機械を善良なる管理者の注意を持って使用し、管理するものとする。

第３　費用負担

下記原則のもと最終的な費用負担については、県と借受者との協議により決定するものとする。

（１）故障・事故等発生時の費用負担

借受者の使用及び保管に起因し、貸出機器に亡失、毀損又は故障が発生した場合、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

（２）第三者に対する損害の費用負担

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

（３）借受者に対する損害の費用負担

借受者による貸出機械の使用及び保管に起因し、借受者自身に対し人的損害及び借受者が所有、使用又は管理する財物に対し物的損害が発生した場合、借受者が必要な費用を負担するものとする。

第４ 禁止事項

借受者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

（１）アダプト活動範囲以外の場所での使用

（２）貸出機械操作者以外の者による運転

※操作者は必ず操作講習会を受講する必要があります。

（３）借受者の監督下にない者への転貸

（４）貸出機械を使用して収入を得る行為

（５）貸出機械の改造、分解、又は性能・機能の変更

（６）返却時間を超過しての使用

（７）雨天時やぬかるんだ地盤など悪状況下の屋外での使用

（８）怪我や、第三者への危害を及ぼす重大事故につながる危険な使用

（９）その他、河川課長が不適切と判断した行為

第５ 責務

借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）自走式等草刈機使用時の飛散物への安全対策（ヘルメット及びゴーグルの着用、長袖・長ズボンでの作業）

（２）自走式等草刈機使用時における、当該機械の５ｍ四方に人や物がない状態での使用

（３）台風、暴風雨又は大雨による洪水が発生した際、貸出機械の浸水対策

（４）貸出機械返納時の燃料の補充、清掃、点検

（５）河川課長が別に定める運用の徹底

第６ 貸出承認の取消し

河川課長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、貸出承認を取り消す場合がある。

（１）貸出申請書など事業実施に当たり必要な手続きに虚偽があった場合

（２）本貸出条件に違反があった場合

（３）貸出機械が亡失又は毀損し使用不能となった場合

（４）災害など緊急の目的のため他に使用し、又は貸し出す必要が生じた場合

|  |  |
| --- | --- |
| 団　 体 　名 |  |
| 使用予定場所  （例：〇〇川右岸河川堤防） |  |
| 引渡・返納場所住所  ※引渡場所に住所がない場合は、  近傍の住所を記載すること。 | 市  岡山県　　　　町  　　　　　　　村 |
| 位　 置 　図 | |
|  | |

別記様式１号別添位置図